

神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が市内に所在する民間児童福祉施設等（以下「施設等」という。）に対して、入所者の処遇向上等に係る補助金を交付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、神戸市内に所在する次の各号に掲げる施設等とする。ただし、国及び地方公共団体から運営委託を受けている施設、社会福祉事業団の経営する施設は除く。

(1) 児童養護施設等

- ①児童福祉法第7条第1項に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童心理治療施設のうち、市長が設置の認可をした施設
- ②児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）のうち、児童福祉法の規定により児童を委託されている者
- ③神戸市里親登録簿に登録されている里親のうち、児童福祉法の規定により児童を委託されている者

(2) 保育施設

児童福祉法第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

2 前項に掲げる施設等のうち、次の各号に該当する施設等は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 市が定める条例、規則、要綱又は規程に違反した施設等

(2) 前項第1号に掲げる児童養護施設等のうち、当該年度において、前年度末における「当期末支払資金残高」及び「積立金（人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金）」の合計額が、当該「施設経理区分」の前年度収入決算額（ただし、積立（人件費積立、修繕積立、備品等購入積立）預金取崩収入を除く。）の6か月分相当額以上を有する施設等

(3) 前項第2号に掲げる保育施設のうち、保育所及び学校法人以外の者が設置する幼保連

携型認定こども園であって、当該年度において、前年度末における「当期末支払資金残高」及び「積立金（人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び保育所施設・設備整備積立金）」の合計額が、当該「施設経理区分」の前年度収入決算額（ただし、施設整備等補助金収入、施設整備等寄付金収入、借入金収入、借入金元金償還補助金収入及び積立預金取崩収入を除く。）の6か月分相当額以上を有する施設

(4) 前項第2号に掲げる保育施設のうち、学校法人が設置する幼保連携型認定こども園であって、当該年度において、前年度末における「流動資産－流動負債」及び「積立金（第2号基本金引当資産、引当特定預金）」の合計額が、当該「幼稚園部門」の前年度収入決算額（ただし、第2号基本金引当資産取崩、引当特定預金取崩を除く。）の6か月分相当額以上を有する施設

(5) その他市長が適当でないと認めた施設等

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業に係る経費とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる児童養護施設等においては、入所者の処遇向上に資する事業

(2) 前条第1項第2号に掲げる保育施設においては、保育の質の向上に資する事業

(補助金の算定基準)

第4条 補助上限額は、毎月の初日現在で地方公共団体の長が措置又は委託（幼保連携型認定こども園にあつては保育認定を受けて入所）している人員数（以下「現員数」という。）に、別表1に定める金額を乗じて得た額と対象事業に係る実経費とを比較して少ない方とする。

2 市長は、予算の範囲内で、補助上限額の2分の1を補助金として交付することができるものとする。ただし、算定された額に十円未満の端数が生じた場合は、十円未満は切り捨てとする。

(交付の方法)

第5条 市長は、第4条第2項に掲げる補助金について、次の各項に定めるとおり交付するものとする。

2 第2条第1項第1号に掲げる児童養護施設等のうち里親を除く施設に対する補助金の交付方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 上半期及び下半期の2期に分けて交付するものとし、交付基準月を毎年9月及び3月と

する。

(2) 継続して補助金の交付を受ける施設にあっては、各交付基準月を含む前6か月の各月現員数により算定した額を、次の交付基準月までの補助金として交付する。

(3) 新たに補助金交付の対象となった施設にあっては、新たに交付対象となった月から初めて迎える交付基準月までの各月現員数により算定した額を、次の交付基準月までの補助金として交付する。

(4) 施設等が廃止、休止又は停止等により補助金交付の対象外となったときは、対象外となった日の属する月の翌月から次の交付基準月の前月までの期間に相当する補助金を返還しなければならない。

3 第2条第1項第1号に掲げる児童養護施設等のうち里親に対する補助金の交付方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 上半期及び下半期の2期に分けて交付するものとし、交付基準月を毎年9月及び3月とする。

(2) 継続して補助金の交付を受ける施設にあっては、各交付基準月を含む前6か月の各月現員数により算定した額を、当該期間の補助金として交付する。

(3) 新たに補助金交付の対象となった施設にあっては、新たに交付対象となった月から初めて迎える交付基準月までの各月現員数により算定した額を、当該期間の補助金として交付する。

4 第2条第1項第2号に掲げる保育施設に対する補助金の交付方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 年度を通しての実績に対して交付するものとし、交付基準月を毎年3月とする。

(2) 新たに補助金交付の対象となった施設にあっては、新たに交付対象となった月から初めて迎える交付基準月までの各月現員数により算定した額を、当該期間の補助金として交付する。

(補助申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする施設の代表者は、交付申請書(様式第1号)に市長が指定する関係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付の決定をし、その旨を交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付に際し、必要な条件を付することができる。
- 4 第2項の交付決定通知を受けた者は、交付請求書（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金の交付を受けた施設は、交付を受けた期ごとに、当該補助事業の終了後、速やかに市長まで実績を報告しなければならない。

（施行の細則）

第8条 この要綱の施行に関して必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

施 設 種 別	補 助 上 限 単 価
児童養護施設 児童心理治療施設 ファミリーホーム 里親	4, 6 0 0 円
乳児院	4, 8 0 0 円
母子生活支援施設	1, 1 4 0 円
保育所 幼保連携型認定こども園	4, 2 0 0 円